

総行給第4号  
令和3年1月22日

各都道府県総務部長  
(人事担当課、市町村担当課、区政課扱い)

各指定都市総務局長  
(人事担当課扱い)

殿

総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室長  
(公印省略)

特例延長給付の適用に係る留意事項を踏まえた失業者の退職手当の給付日数の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に多大なご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律」(令和2年法律第54号)の施行に伴う失業者の退職手当の給付日数の取扱いについては、令和2年7月14日付け総行給第28号の通知を踏まえて適切に対応いただくようお願いしているところでございますが、本年1月7日、一部の地域において「新型インフルエンザ等対策特別措置法」(平成24年法律第31号)に基づく緊急事態宣言が発令されたことを受け、別添のとおり厚生労働省において特例延長給付の適用に係る留意事項について通知されましたので、対象となる者に対し本通知の内容を周知いただくなど、各地方公共団体において適切にご対応いただきますようお願いいたします。

なお、令和3年1月7日付け職保発0107第5号において「緊急事態措置を実施することとされた区域に居住する受給資格者については、緊急事態宣言がされた日及び当該緊急事態解除宣言がされた日を起点とし、業務取扱要領52371二(イ)a~cの規定を適用すること。」とありますが、この受給資格者とは、緊急事態措置を実施することとされた区域の公共職業安定所で受給期間中最後の失業認定を受けた者であることにご留意の上、適切に取り扱われるようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村等に対しても速やかにこの旨周知いただきますようお願いいたします。

本通知は、地方公務員法第59条(技術的助言)及び地方自治法第245条の4(技術的な助言)に基づくものです。

【連絡先】 総務省自治行政局公務員部  
給与能率推進室  
電話 03-5253-5549 (直通)